

(写)

長門市告示第2号

令和8年第1回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年1月15日

長門市長 江原達也

1 日時 令和8年1月22日 午前9時30分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第1号 令和7年度長門市一般会計補正予算（第8号）

第2号 令和7年度長門市水道事業会計補正予算（第3号）

第3号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

報告

第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

令和 8 年第 1 回

長門市議会臨時会

議 案

目 次

議案

- 第1号 令和7年度長門市一般会計補正予算（第8号）
- 第2号 令和7年度長門市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第3号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

報告

- 第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

議案第 3 号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 6 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 8 年 1 月 22 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 6 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長門市東深川 85 番地

氏名 山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院 病院長 村松 慶一

2 和解の内容

長門市の責任割合を 100% とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 326,700 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 326,700 円

4 発生の原因となる事実

令和 7 年 10 月 25 日午後 0 時 30 分頃、長門市東深川 85 番地所在の相手方建物内において、市消防本部の救急隊が搬送のため移動中、ストレッチャーを壁に接触させ、壁板の損傷を及ぼし、物的損害を与えたもの。

報告第 1 号

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

議会の議決を得た契約の金額を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 9 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 1 月 22 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 9 日

長門市長 江 原 達 也

記

工事請負契約の一部を変更することについて

令和 6 年第 5 回長門市議会臨時会において議決された議案第 2 号「工事請負契約の締結について（長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修電気工事）」中契約金額「220,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 20,000,000 円）」を「220,875,600 円（うち消費税及び地方消費税の額 20,079,600 円）」に変更する。